

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 720 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 720 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 8 月 21 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 7 年 8 月 21 日（火） 午後 2 時 4 0 分～午後 3 時 1 0 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉 きみ子
	15 番	大嶋 英二
	16 番	神谷 登
	17 番	鈴木千代子
	18 番	竹内 敬三
	19 番	富田 勇治

- ・欠席委員

（農業委員） 6 番 大威 千里、12 番 鈴木 広子

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

- ・農業委員会事務局職員

事務局長	深谷 一紀
事務局	下谷 敏信（会議書記）
	花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 720 回）

令和 7 年 8 月 21 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 4 条制限解除について	
4	報告 3	農地法第 5 条の規定による届出について	
5	報告 4	非農地判断について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	報告 6	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
8	報告 7	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
9	議案 1	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
11	議案 3	大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定 による意見について（農業経営改善計画）	

事務局 ただ今から第 720 回大府市農業委員会総会を開催いたします。
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長に
お願いします。

議長 ただ今から第 720 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、6 番大威千里委員、12 番鈴木広子委員か
ら事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、本日、農業委員会の
在任委員 13 名中 11 名の過半数以上の委員にご出席をいただいております。
従いまして、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただ
いております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者は
ございません。報告は以上です。

議長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1 「会議書記の指名について」。本日の会議書記には、
農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。これにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法 第 4 条の規定による届出につ
いて』から、日程第 8、報告第 7 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による
通知について』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規
定による届出について』から、日程第 8 報告第 7 号『農地法第 18 条第
6 項の規定による通知について』までをご説明いたします。

始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4 条の
規定による届出について』ご説明いたします。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号に規定される、市街化区域内において、土地
所有者自らが農地を農地以外のものに転用するための届出です。1 件
の届出があり、転用目的は駐車場でございます。

なお、報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対
し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 4 条制限
解除について』ご説明いたします。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号に規定される、農地の転用の制限の例外と
して、耕作者が所有する農地で、200 ㎡未満の農業用施設などを農地転
用して整備することに対し転用の届出を必要とするものです。

1 件の届出があり、自己所有地に約 40 ㎡の農業用倉庫を整備するも
のでございます。

なお、報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対
し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書 3 ページをご覧ください。報告第 3 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明いたします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書 3 ページ 4 ページの 4 件の届出がありました。権利としては、申請番号 1 番及び 2 番が所有権移転、申請番号 3 番が賃貸借権、申請番号 4 番が使用貸借権です。転用目的は、申請番号 1 番、2 番、4 番が住宅として、申請番号 3 番が駐車場と資材置き場でございます。

報告第 3 号につきましては、届出を受理し、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書の通知したことをご報告します。

次に、議案書 5 ページをご覧ください。報告第 4 号『非農地判断について』をご説明いたします。

適切な管理がされず農地として再利用等が困難となった土地について、「大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領」に基づき非農地判断をするものです。

議案書 5 ページの 1 件の申請がありました。畑が 2 筆で、非農地判断の面積は 1239 m²です。本案件に関しては、先月の現地調査において地区担当委員にもご確認いただいたところ、対象農地は既に森林化しており、農地に復元することが著しく困難な土地であるため、協議の結果、非農地であると判断しました。

報告第 4 号につきましては、事務局長専決で申請者に対し、「非農地決定通知書」を通知したことをご報告します。

次に、議案書 6 ページをご覧ください。報告第 5 号『農地改良届出について』をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなど農地改良がある場合に届け出るものです。1 件の届出があり、受理をいたしました。現在の畑を造成し、稲作を行うため水田に転換するものです。工事期間は令和 7 年 8 月 15 日から 11 月 15 日です。

報告第 5 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書 7 ページをご覧ください。報告第 6 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した場合に、取得したことを届出るものです。議案書 7 ページから 12 ページまでの 11 件の届出があり、いずれも相続による所有権移転によって、所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書 13 ページをご覧ください。報告第 7 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明いたします。農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、議案書 13 ページ、14 ページの 3 件の通知を受理いたしました。それぞれ貸付人と借受人との双方で合意解約をするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の報告第 1 号から報告第 7 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

（「なし」の声）

議 長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 9、議案第 1 号『農地法 第 5 条の規定による 許可申請について』の 5 件を上程します。

このうち申請番号 5 番においては、該当委員※は「農業委員会等に関する法律」第 31 条の議事参与の制限に該当するものとなります。※議事参与に該当する委員（以下「該当委員」という。）

始めに、議事参与の制限に該当 しない 1 番から 4 番の 4 件について審議します。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 15 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第 5 条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会では審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。議案書 15 ページから 17 ページの 5 件の申請があり、過日の地区協議会において、各地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。

始めに、議事参与の制限に該当しない申請番号 1 番から 4 番 の 4 件についてご説明いたします。

申請番号 1 番は、使用貸借による分家住宅のための転用です。農地区分は 3 種農地に該当します。

次に、申請番号 2 番は、有償による所有権移転で、駐車場整備のための転用です。事業所の従業員増加に伴う駐車場の整備となります。農地区分は 2 種農地に該当します。

次に、申請番号 3 番は、有償による所有権移転で、駐車場整備のための転用です。事業所の業績の向上により新たな駐車場の整備となります。農地区分は 3 種農地に該当します。

次に、申請番号 4 番は、使用貸借による駐車場とするための転用です。従業員駐車場と資材置き場とするものです。農地区分は 3 種農地に該当します。

以上の 4 件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができます。

なお、申請番号 2 番は 3000 m²以上の案件であるため、愛知県農業会議に諮り、その後に愛知県に送付いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、次に 担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。申請番号 1 番の案件について、担当地区委員 どうぞ。

担当委員 1 番の申請地は、土地造成は盛土を施し整地し、コンクリートブロック積み及び L 型擁壁を設置し土砂等が隣地に流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、北側新設側溝へ放流するため、隣接農地に影響を及ぼさないもので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

（「なし」の声）

議 長 次に、申請番号 2 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

- 担当委員 2 番の申請地は、土地造成は盛土・切土を施しますが、法面にモルタル吹付を行い隣地に影響を及ぼさないよう対処します。雨水は、敷地で集水し、道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
(「なし」の声)
- 議 長 次に、申請番号 3 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当委員 3 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、敷地内で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題ははありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
(「なし」の声)
- 議 長 次に、申請番号 4 番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当委員 4 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。雨水は、既設側溝へ放流するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題ははありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
(「なし」の声)
- 議 長 特に無いようですので、議案第 1 号のうち申請番号 1 番から 4 番の 4 件についてを採決します。
本申請を 愛知県知事に提出するにあたり、委員会が 特に付すべき意見は「なし」とすることに、賛成の方は、挙手願います。
「全員挙手」
- 議 長 「全員賛成」ですので、議案第 1 号のうち申請番号 1 番から 4 番の 4 件については、委員会の「意見なし」で 愛知県知事に提出することに 決定します。

次に、申請番号 5 番の審議の前に、該当委員におかれましては、退室をお願いします。
(該当委員 退室)
- 議 長 それでは、議案第 1 号の申請番号 5 番について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 1 号の申請番号 5 番についてご説明いたします。
議案書 17 ページ 申請番号 5 番をご覧ください。本申請は、備考欄にありますとおり、先月の総会において譲受人である事業者が変更となったため、再審議いただいた案件ではございますが、この度、現状の譲受人である村田工業所から、敷地内の建物配置が変更となったことによって、土地利用計画に変更が生じたたとの報告があり、再度 8 月 7 日に事業計画の変更を伴う申し出が出されたことから、本日改めて審査を行うものとなります。変更内容については先の全員協議会にてご説明したとおりでございます。
なお、前回同様、現時点で土地の所有権が当初から変わっていないため、渡人は以前と同様の所有者となっております。また、権利、転用の用途、事由、目的及び農地区分に変更はございません。
本案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。なお、本申請におきましては、3000 ㎡以上の案件であるため、愛知県農業会議に諮り、その後に愛知県に対し送付いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。
5 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 5 番の申請地は、計画敷地内の施設の配置変更と聞いています。これまでの審査の通り、隣地境界、雨水の排水、汚水処理等に問題はなく、隣接農地に影響を及ぼさないのので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。
(「なし」の声)

議 長 特に無いようですので、議案第 1 号の申請番号 5 番を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 「全員賛成」ですので、議案第 1 号の申請番号 5 番は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。
該当委員は入室してください。

(該当委員 入室)

議 長 次に、日程第 10、議案第 2 号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 一括契約』の 3 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 18 ページをご覧ください。議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の申請番号 7283 から議案書 19 ページの 7285 までの 3 件です。いずれの借り手も、農地中間管事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。今回の議案のうち、18 ページ 7283 番と 19 ページ 7284 番の 2 件につきましては、地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。また、19 ページの 7285 番につきましては、目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

(「なし」の声)

議 長 特にないようですので、議案第 2 号を採決します。原案の通りで賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 「全員賛成」ですので、議案第 2 号は、原案の通り可決することといたします。

次に、日程第 11、議案第 3 号『大府市農業経営改善計画認定要領 第 5 条第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画』を上程します。

このうち 1 件は、該当委員が「議事参与の制限」に該当するものとなります。

始めに、議事参与の制限に該当 しない 1 件目について審議します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 20 ページをご覧ください。議案第 3 号「大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画」をご説明いたします。別紙「農業経営改善計画意見聴収について(依頼)」をご覧ください。

本議案に関しましては、計画の認定にあたり大府市長から本委員会に対し意見が求められているものです。

始めに、議事参与の制限に該当しない 1 件目についてご説明いたします。

別紙 1 ページをご覧ください。認定農業者の 5 年に 1 回の更新によるものです。これまでの実績もあり、計画に基づき継続して営農を行っていくこととなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今の事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第 3 号のうち 1 件目についてを採決します。

原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 「全員賛成」ですので、議案第 3 号のうち 1 件目については、原案のとおり、大府市に「意見なし」で、回答することといたします。

次に、2 件目の審議の前に、該当委員におかれましては、退室をお願いします。

(該当委員 退室)

議長 それでは、議案第 3 号の 2 件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号の 2 件目についてご説明いたします。

別紙 4 ページをご覧ください。本案件も認定農業者の 5 年に 1 回の更新によるものです。これまでの実績もあり、計画に基づき継続して営農を行っていくこととなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今の事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第 3 号のうち 2 件目についてを採決します。

原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 「全員賛成」ですので、議案第 3 号のうち 2 件目については、原案のとおり、大府市に「意見なし」で、回答することといたします。該当委員は入室してください。

(該当委員 入室)

議 長 以上で全すべての審議が終了いたしました。
これを持ちまして、第 720 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上